徳島県告示第５１４号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和44年徳島県規則第90号）第２条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第３条の規定により告示する。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　日時

令和８年11月16日（月曜日）午後２時から

２　場所

阿南市富岡町あ王谷46　徳島県阿南地域連携事務所２階　中会議室

３　公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和８年11月11日（水曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

４　都市計画の素案の概要

⑴　都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画道路３・４・１４４号下大野南島線

⑵　主な変更内容

阿南市下大野町及び上中町で区域を変更する。

５　関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

⑴　縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び道路整備課並びに阿南市都市整備部都市政策課及び建設部広域連携事業課

⑵　縦覧期間

令和８年10月16日（金曜日）から同月30日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで

６　その他

⑴　公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。

⑵　この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話088-621-2563）へすること。